

## 総合評価一般競争入札の導入について

## 1 総合評価一般競争入札導入の趣旨

価格及び技術的能力等が総合的に優れた内容の契約をすることで、企業の技術力の向上、ダンプینگ防止等の効果が期待できる。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年）では地方公共団体の努力義務となっている。

## 2 総合評価一般競争入札の概要

## (1) 実施時期等

ア 平成22年度は、伊那市建設工事等業者選定委員会で審査し、指定された工事について複数件試行する。9月以降に公告する予定。

イ 平成22年の結果を検討し、平成23年度以降のあり方を決める。

## (2) 落札者決定基準

ア 価格評価点への配点、価格以外の評価点への配点、価格以外の評価項目、評価点の算定方法などの落札者決定基準は工事案件ごとに定める。

イ 価格評価点への配点は87.5点から点93点まで、価格点以外の評価点への配点は7点から12.5点までとする。

## (3) 学識経験者の意見聴取

落札者決定基準を定めようとするときには、学識経験者の意見聴取が法律で義務付けられているが、当面、長野県で主催する長野県総合評価事業審査会での代行審査とする。

## (4) 失格基準価格

一般競争入札の最低制限価格の算定方法に準じて設定する。

## (5) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、入札書提出と同時に、工事成績や地域貢献などについて記載した申請書を提出する。

イ 市は、申請書に基づき価格以外の評価点を算出し、公表する。入札参加者は公表内容に疑義があれば照会でき、市はそれに対して回答する。

ウ 市は、原則として木曜日に開札し、入札価格に基づき価格評価点を算出し、価格以外の評価点を加えた総合評価点を公表する。総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

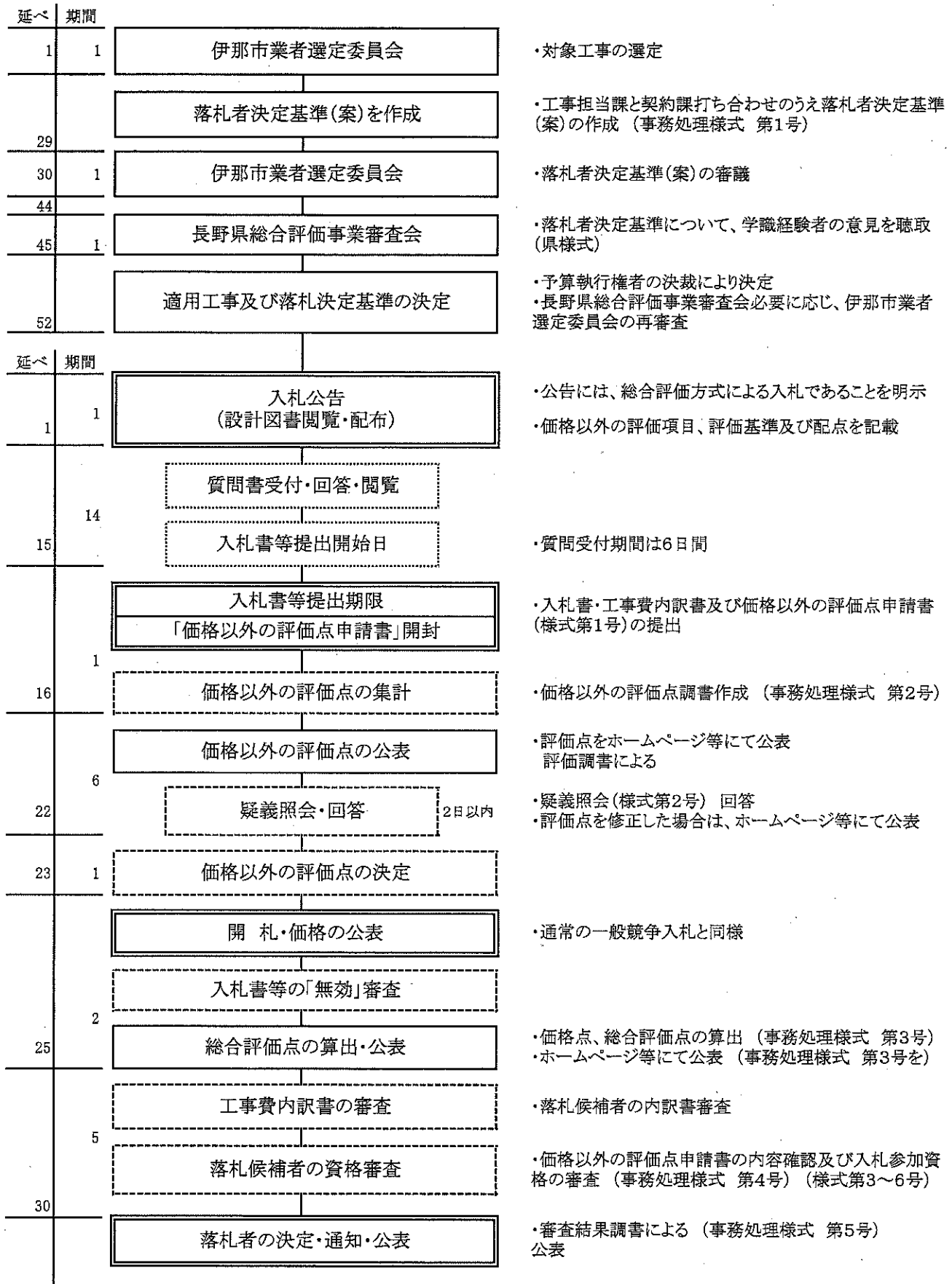
ただし、予定価格を上回った入札書、失格基準価格を下回った入札書は失格となる。

エ 落札候補者になった事業者は、申請書に記載した内容を証明する資料等を提出する

オ 市は、落札候補者の申請書の記載内容に相違がないこと、及び入札公告に示す入札参加資格要件を満たしていることの審査を行い、満たしている場合には落札者とする。

カ 市は審査の結果、申請書に相違があり、落札候補者が失格となった場合は、次順位者について審査するものとする。

# 伊那市総合評価一般競争入札の手続きの流れ



価格以外の評価項目・評価基準一覧表

伊那市

評価項目		必須 選択	評価内容	評価基準	配点	
企業の技術力	企業の施工能力	必須	県発注工事の過去2年間の平均工事成績評定点を基に算出	算出方法 評価点=5点×(工事成績点-65) / (最高工事成績点-65)	最大 5.0	
		選択	専門性の高い工事や経験・実績などが求められる工事において、同種工事の実績の有無により評価	過去10年間の、公共機関等の工事実績有	1.0	
	配置予定技術者の能力等	必須	契約時に配置できる技術者の資格の有無により評価	保有資格有	最大 1.0	
		必須	過去10年間に同種工事の主任技術者としての実績により評価	過去10年間の、公共機関等の工事実績有	1.0	
		選択	継続教育(CPD)の学習単位の取得実績により評価	学習単位が50単位以上 学習単位が30単位以上	1.0 0.5	
企業の社会性・地域性	社会貢献	選択	障害者雇用	障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用している、又は法定雇用義務はないが雇用している	0.5	
		選択	経営事項審査「労働福祉の状況」	労働環境として、経営事項審査の労働福祉の状況(W1)により評価	30点以上である 「雇用保険加入」、「健康保険及び厚生年金加入」の項目にマイナス評価がある	0.5 -1.0
	地域要件	選択	入札者の営業拠点の所在地により評価	市内に本社有(本店扱い含む)	1.0	
				市内に支店(営業所)有	0.5	
	地域貢献	選択	伊那市との災害時の応援協定等締結の有無	締結している	0.5	
		選択	伊那市との道路除雪委託契約締結の有無	締結している(一次出勤)	0.5	
				締結している(一次出勤以外)	0.25	
	選択	伊那市消防団協力事業所として表示証の交付の有無	交付されている	0.5		
	その他	社会的責任	選択	所得税の源泉徴収義務者のうち、市民税・県民税等の「特別徴収義務者」であるか	「特別徴収義務者」でない	-1.0
						7.0~12.5点

## 総合評価における各点の計算例

設定 価格評価点の配点 : 90点  
 価格以外の評価点の配点 : 10点 (工事成績点 5点)

### 1. 価格評価点の計算例

業者名	入札価格	評価点の計算		価格評価点
		評価点 = 配点 × 最低価格 / 入札価格		
A社	84,000,000	90 点 ×	82,000,000 / 84,000,000	87.86
B社	83,200,000	90 点 ×	82,000,000 / 83,200,000	88.70
C社	84,500,000	90 点 ×	82,000,000 / 84,500,000	87.34
D社	82,130,000	90 点 ×	82,000,000 / 82,130,000	89.86
E社	82,000,000	90 点 ×	82,000,000 / 82,000,000	90.00 ☆

### 2. 価格以外の評価点の計算例

業者名	工事成績の評価点			工事成績以外の点数 ②	価格以外の評価点 合計 ①+②
	工事成績点	評価点 = 配点 × (工事成績点 - 基準点) / (最高工事成績点 - 基準点)	工事成績の評価点 ①		
A社	78 点	5 点 × ( 78 点 - 65 点 ) / ( 80 点 - 65 点 )	4.3	4.0	8.3
B社	80 点	5 点 × ( 80 点 - 65 点 ) / ( 80 点 - 65 点 )	5.0	4.5	9.5 ☆
C社	75 点	5 点 × ( 75 点 - 65 点 ) / ( 80 点 - 65 点 )	3.3	5.0	8.3
D社	71 点	5 点 × ( 71 点 - 65 点 ) / ( 80 点 - 65 点 )	2.0	4.0	6.0
E社	63 点	5 点 × ( 63 点 - 65 点 ) / ( 80 点 - 65 点 )	-0.7	3.5	2.8

### 3. 総合評価点の計算例

業者名	価格評価点	価格以外の評価点	総合評価点	総合順位	備 考	
					入札金額	金額順
A社	87.86	8.3	96.16	2	84,000,000	4
B社	88.70	9.5	98.20	1 ☆	83,200,000	3
C社	87.34	8.3	95.64	4	84,500,000	5
D社	89.86	6.0	95.86	3	82,130,000	2
E社	90.00	2.8	92.80	5	82,000,000	1

※ 予定価格、失格基準価格は考慮していない。

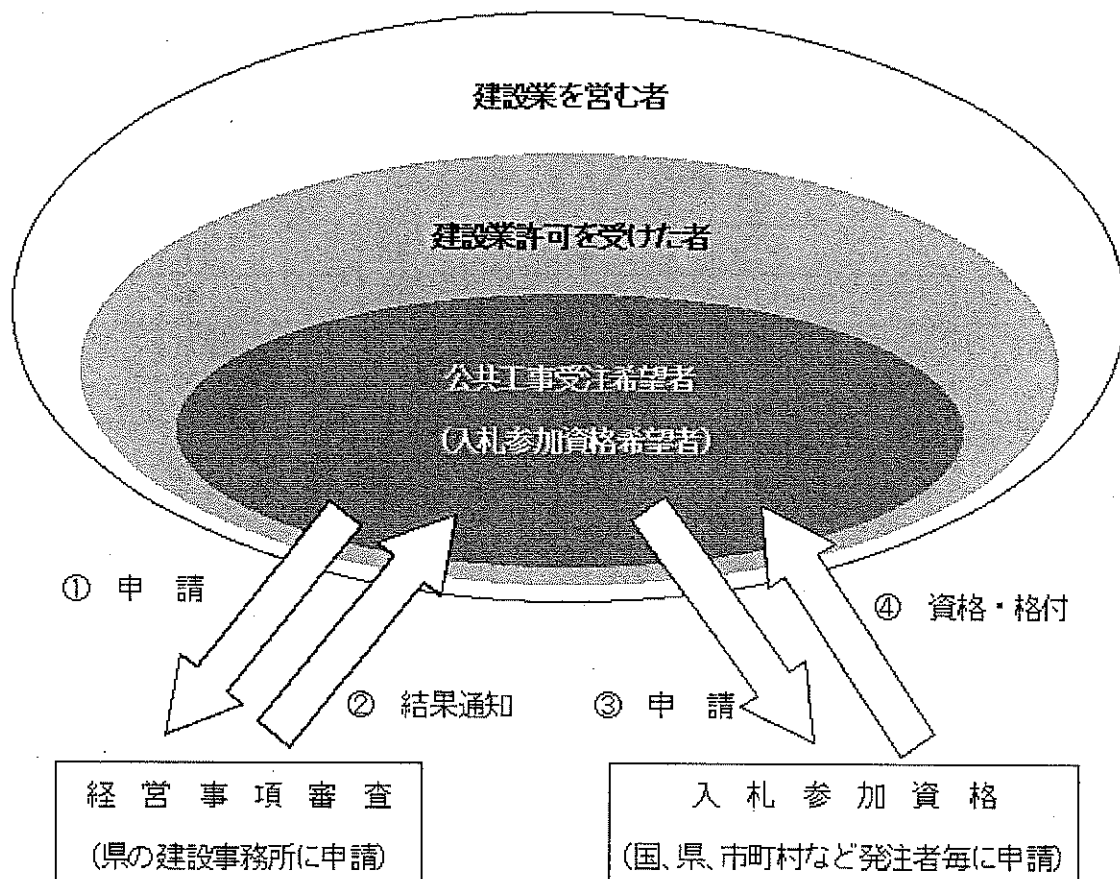
## 経営事項審査及び「労働福祉の状況（W1）」について

### 1 経営事項審査制度の概要とは

経営事項審査制度とは、公共工事を受注しようとする建設業者について、その業者の規模、財務内容など経営に関する事項の審査を建設業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う制度です。（建設業法第27条の23第1項）

この経営事項審査には大きく分けて「総合評点」と「義務付け」の二つの意味があります。

- 結果の総合評点国や県、市町村といった公共工事の発注者が、入札参加資格の格付けをする際に客観的評価として、経営事項審査の結果の総合評点を用います。建設業者と経営事項審査の一般的な関係を図示すると次のようになります。



### ○ 審査の義務付け

経営事項審査の申請をして、その結果の通知を受けていなければ政令で指定する公共工事を受注することができません。

公共工事の受注（発注者と契約を締結すること）には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けてい

ることが必要です。

これは、公共工事の発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

すなわち、経営事項審査の結果通知書は、交付を受けた日から当該審査の審査基準日の1年7ヶ月後の日までの間、公共工事の受注について有効であるといえます。

## 2 労働福祉の状況(W1)とは

労働福祉の状況の点数(W1)は、雇用保険加入の有無、健康保険及び厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無、及び法定外労働災害補償制度加入の有無について求めます。

	①	②	③	④	⑤
項目 有無	雇用保険 加入	健康保険 及び厚生 年金保険 加入	建設業 退職金 共済 制度加入	退職 一時金 制度又は 企業年金 制度導入	法定外 労働災害 補償 制度加入
有	0	0	15	15	15
無	-30	-30	0	0	0
適用 除外	0	0			